

青森県報

第千九百九号

平成十三年八月十七日(金曜日)

目次

告示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………(税務課) ……一
- 家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……一

公告

- 平成十四年度刊行青森県史制作業務委託に係る一般競争入札……………(文化・スポーツ振興課) ……二
 - 建設業者の許可の取消し……………(弘前土木事務所) ……三
 - 右 同……………(同) ……四
 - 右 同……………(八木事務所) ……四
 - 右 同……………(十和田土木事務所) ……四
 - 右 同……………(土木事務所) ……四
- 公安委員会
- 型式の検定適合遊技機……………(生活安全企画課) ……五

告

示

青森県告示第四百七十七号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定によ

り、次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十四条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十三年八月十七日

青森県知事 木村守男

氏名又は名称 盛喜産業株式会社	代表者の名 盛田 喜平治	主たる事務所又は事業所の所在地 上北郡七戸町字七戸一九七	指定取消年月日 平成一三・八・八
--------------------	-----------------	---------------------------------	---------------------

青森県告示第四百七十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十三年八月十七日

青森県知事 木村守男

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生区域	発生日
ヨーネ病	牛	患者	一	十和田市大字藤島字坂ノ上	平成一三・七・三
		疑似患者	二	十和田市大字深持字森三九の一	

公 告

平成十四年度刊行青森県史制作業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十三年八月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 一般競争入札に付する事項

次の1から4に掲げる業務の委託

- 1 平成十四年度刊行『青森県史 資料編 考古4』制作業務
- 2 平成十四年度刊行『青森県史 資料編 近世4 南部1（盛岡藩領）』制作業務

- 3 平成十四年度刊行『青森県史 資料編 近現代2 日清・日露戦争期の青森県』制作業務

- 4 平成十四年度刊行『青森県史 自然編 生物』制作業務

- 二 業務内容 入札説明書による。
- 三 履行期限 平成十五年二月二十八日

四 納入場所 青森市長島一丁目一の 青森県環境生活部文化・スポーツ振興課県史編さん室

五 入札方法

一の1から4に掲げる件名ごとにそれぞれ入札に付する。

- 六 入札に参加する者に必要な資格
- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

- 2 平成十一年六月三十日青森県告示第四百七十四号（物品等の競争入札参加資格）、平成十二年一月二十六日青森県告示第五十号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十三年一月二十九日青森県告示第四十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により一般印刷の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

- 3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- 七 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所及び入札説明書の交付の場所

青森市長島一丁目の一

青森県環境生活部文化・スポーツ振興課

電話 〇一七―七三四―九二〇五

- 2 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県環境生活部文化・スポーツ振興課県史編さん室

電話 〇一七―七三四―九二四〇

- 3 入札書の提出期限

平成十三年九月二十六日 午後四時四十五分

- 4 入札説明会の場所及び日時

(一) 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟 四階B会議室

(二) 日時

平成十三年九月六日 午後一時

- 5 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟 三階中会議室

(二) 日時

平成十三年九月二十八日

時間は、入札説明書による。

- 八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- 1 入札保証金

免除する。

- 2 契約保証金

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

九 保証人

契約を締結するときは、契約者をして、その者と同等以上の資格及び能力を有すると認められる保証人を立てさせるものとする。

十 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十一 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、制作工程及び工場等に関する調査を入札書の提出期限までに青森県環境生活部文化・スポーツ振興課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該調査の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY :

1 Service to be required :

- (1) Production Affairs Commission for the Aomori Prefectural Historical Materials regarding Archeology vol.4, published in 2002
- (2) Production Affairs Commission for the Aomori Prefectural Historical Materials regarding Nambu vol.1 (Morioka Territory) of Modern Times vol.4 published in 2002
- (3) Production Affairs Commission for the Aomori Prefectural Historical Materials regarding the age of the Sino-Japanese War and the Russo-Japanese War of Modern Age vol.2, published in 2002
- (4) Production Affairs Commission for the Aomori Prefectural Historical Materials (Natural History) regarding Living things, published in 2002

2 Delivery period :

By February 28, 2003

3 Time limit for tender :

4:45 P.M. September 26, 2001

4 Contact point for the notice :

Management Section
 Culture and Sports Promotion Division (Prefectural History Compiling Office)
 Aomori Prefectural Government
 1-1-1 Nagashima Aomori City, Aomori, 030-8570
 JAPAN
 TEL. 017-734-9205, 017-734-9240

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年八月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 東和システムエンジニアリング株式会社

二 代表者の氏名 榊 美樹

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字金属町七番地四

四 許可番号 青森県知事許可(般一八)第一五七三五号

五 取消年月日 平成十三年七月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工業業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十三年七月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年八月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 株式会社堀越鉄工所

二 代表者の氏名 十川 幸司

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字堀越字宮本一〇七番地の一

四 許可番号 青森県知事許可(般一―二)第八〇六四号

五 取消年月日 平成十三年七月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十三年七月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年八月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 工藤工務店

二 氏名 工藤 昌明

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関字白沢一八六番地一

四 許可番号 青森県知事許可(般一―二)第一一三八八号

五 取消年月日 平成十三年七月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可 電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十三年七月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年八月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 有限会社住宅工房アコール

二 代表者の氏名 中坂 重徳

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字谷地畑一三八番地六

四 許可番号 青森県知事許可(般一―一)第一四九〇九号

五 取消年月日 平成十三年八月三日

六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十三年八月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年八月十七日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 但馬建設
- 二 氏名 但馬 康市
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字倉内字芋ヶ崎三二一の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一―一)第一七〇六三三
- 五 取消年月日 平成十三年七月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十三年六月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第四十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十三年八月十七日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR平家物語B2	豊丸産業株式会社
同 右	CRナナシーS1	同 右
同 右	CR魔人王国S	株式会社ソフィア

同 右	CR魔女っ子ブルンL	株式会社大一商会
同 右	CR魔女っ子ブルンM	同 右
同 右	CR魔女っ子ブルンZ	同 右
回転式遊技機	キワメ	テクノコーシン株式会社
同 右	カブト	株式会社パイオニア
同 右	シオラー130	同 右
同 右	スーパリーノ	山佐株式会社
同 右	スーパリーノ130	同 右
同 右	デストロイヤー	同 右
同 右	チェリートラベル	株式会社エマ